

平成19年5月14日

業 者 各 位

お 知 ら せ

呉地方総監部経理部契約課における通門証交付申請書の受付基準を下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

通門証交付申請書を一旦受領した場合であっても、その後に受付基準を満たしていないことが判明した場合には、その後の手続きを行うことなく、返却又は返送させて頂くこととなりますのでご了承下さい。

記

通門証交付申請書受付基準
(呉地方総監部経理部契約課受付分)

- 1 通門証交付申請書を提出する日の前日から起算して1年間のうちに、呉地方総監部との間に契約実績があること。
- 2 年間を通じ、平均として週1回以上の頻度で構内に立ち入ることが見込まれること。

- : 1 この基準は、平成19年6月1日受付分から適用する。
- 2 この基準は、新規・継続の如何によらず適用する。

上記の受付基準には含めておりませんが、原則的には、1社につき1人に対してのみ通門証を発行するよう考えておりますので、各社とも可能な範囲でご協力をお願いいたします。

通門証交付申請書を受領しないこと及び返却・返送することは、呉地方隊構内への立ち入りを制限するものではありません。(通門証を保有していない場合の呉地方隊構内への立ち入りは、警衛所において入門手続きを行うことにより可能です。)

呉地方総監部経理部契約課審査係